

# 小児科専門医制度に関する規則

平成14年4月18日制定  
平成15年4月24日一部変更  
平成19年4月21日一部変更  
平成20年4月26日一部変更  
平成21年4月18日一部変更  
平成23年8月13日一部変更  
平成25年4月20日一部変更

## 第1章 総 則

第1条 公益社団法人日本小児科学会（以下「学会」という。）が制定する本制度は、小児保健を包含する小児医療に関してすぐれた医師を育成することにより、小児医療の水準向上と進歩発展を図り、小児の健康の増進および福祉の充実に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため学会は、小児医療に関する学識および経験を有する医師を、小児科専門医（以下「専門医」という。）として認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

## 第2章 委 員 会

第3条 学会は、専門医の認定および第16条に規定する小児科専門医研修施設（以下「専門医研修施設」という。）小児科専門医研修支援施設（以下「支援施設」という。）の認定を行うため、公益社団法人日本小児科学会定款（以下「定款」という。）第45条に基づき、中央資格認定委員会および試験運営委員会並びに役員選挙規則第10条3項に規定する地区ごとに、地区資格認定委員会を置く。

第4条 前条の各委員会の委員は、別に定めるところにより、学会会長が委嘱する。

第5条 第3条の各委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 第3条の各委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

第7条 中央資格認定委員会および試験運営委員会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ、その会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第8条 地区資格認定委員会は、当該地区を構成する都道府県の委員1名以上の出席がなければ、会議をひらくことができない。

第9条 中央資格認定委員会は、次の事務を行う。

- (1) 第14条に規定する専門医の登録および認定証の交付。
- (2) 第16条に規定する専門医研修施設および支援施設認定申請の二次審査および認定。
- (3) 第19条に規定する認定の更新の二次審査および決定。
- (4) 第21条に規定する資格喪失の二次審査。
- (5) 地区資格認定委員会との連絡調整。
- (6) その他中央資格認定委員会の運営に必要な事務。

第10条 試験運営委員会は次の事務を行う。

- (1) 第13条に規定する試験の実施と試験結果の評価および資格審査並びに総合評価の理事会への報告。
- (2) その他委員会の運営に必要な事務。

第11条 地区資格認定委員会は、中央資格認定委員会の統括の下に次の事務を行う。

- (1) 第16条に規定する専門医研修施設および支援施設の認定申請受付および一次審査。
- (2) 第19条に規定する認定の更新の申請受付および一次審査。
- (3) 第21条に規定する資格喪失の一次審査。
- (4) 前各号に規定する一次審査の意見の中央資格認定委員会への進達。
- (5) その他委員会の運営に必要な事務。

第12条 中央資格認定委員会および地区資格認定委員会は、別に定めるところにより、必要に応じて常任委員会および小委員会を置くことができる。

## 第3章 専門医の認定と登録

第13条 学会は、次の各号に該当する医師であって、試験運営委員会の実施する試験および審査に合格したものを専門医として認定する。

- (1) 学会会員歴が連続3年以上、もしくは通算して5年以上であるもの。

- (2) 2年間の卒後臨床研修を受け、その後さらに第15条に規定する小児科臨床研修を3年以上受けたもの、もしくは第15条に規定する小児科臨床研修を5年以上受けたもの。
- 2 昭和61年3月31日以前から小児科の臨床に携わっているもの、もしくは過去に認定医あるいは専門医を取得し、その後喪失したもので次の各項に示す条件を充たすものは専門医試験を受験することができる。
- (イ) 通算して5年以上の会員歴を有しているもの。
- (ロ) 別に示す小児科医の研修歴(別添4)を有すると認められるもの。
- (1) 前項に示す小児科研修歴の認定は所定の履歴書を学会に提出して審査を受けること。
- (2) 試験運営委員会において前項により提出された履歴書により小児科医としての研修歴と学会会員歴を勘案し、適当であると認められること。
- (3) 受験資格を認められた場合の試験科目および受験手続きは通常の場合と同じとする。
- 3 外国の小児科専門医を取得しているもので次の各項に示す条件を充たすものは専門医試験を受験することができる。
- (1) 研修歴を証明する履歴書を学会に提出して審査を受けること。
- (2) 試験運営委員会において前項に基づき提出された履歴書により小児科医としての研修歴を勘案し、適当であると認められること。
- (3) 受験資格を認められた場合の試験科目および受験手続きは通常の場合と同じとする。
- 4 前項の試験の内容は別に定める。
- 5 学会は、前項の試験において不正行為があった場合には不合格とし、その受験資格を停止することができる。停止の手続き、停止期間は施行細則によって定める。

第14条 学会は、前条により専門医として認定されたものを登録し、認定証および研修記録簿を交付するものとする。ただし、登録には日本小児科学会会員であることを要する。

#### 第4章 小児科臨床研修

第15条 第13条に定める小児科臨床研修を受けようとするものは、第16条により学会の認定した専門医研修施設、または第18条に規定する専門医研修関連施設において、第16条第1項第3号に規定する研修カリキュラムに従って研修を受けなければならない。

第16条 学会は、次の各号に該当し、地区資格認定委員会および中央資格認定委員会の審査に合格した施設を、専門医研修施設として認定する。

- (1) 医育機関附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院、小児総合医療施設のいずれかであり、別に定めた基準(別添5)を満たす病院であること。
- (2) 施行細則で定める業務を行う小児科臨床研修指導の責任者(以下「指導責任医」という。)が定められており、十分な指導が行われると認められること。指導責任医は常勤の専門医であること。
- (3) 学会教育委員会が作成した「小児科医の到達目標」(別添1)に沿った研修ができるカリキュラムが定められていること。
- (4) 2に定める研修支援施設での研修期間を含む、研修カリキュラムが明示されていること。
- (5) 前号のカリキュラム実施に必要な小児科に関する設備、人員、病床数および症例数が別に定めた基準(別添2)に合致していること。
- 2 学会は前項に規定する専門医研修施設であり、かつ、別に定めた基準(別添3)に合致している施設で地区資格認定委員会および中央資格認定委員会の審査に合格した施設を専門医研修支援施設として認定する。
- 3 学会は、第13条に定める試験において不正行為があった場合にはその受験者を指導した指導責任医の資格を停止することができる。停止の手続き、停止期間は施行細則によって定める。

第17条 学会は、前条により認定された専門医研修施設および支援施設に対して、専門医研修施設および支援施設認定証を交付する。

第18条 専門医研修関連施設は、専門医研修施設の指導責任医が研修に適当と認めるとともに研修カリキュラムに組み込まれた施設とする。

#### 第5章 資格の更新

第19条 第13条の規定により認定を受けたものは、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、施行細則で定める場合は、この限りでない。

2 認定の更新をするものは、施行細則の定める基準に従って研修を受けねばならない。

第20条 第16条に規定する専門医研修施設認定証の有効期間は5年とする。更新の手続きは施行細則によって、定めるものとする。

2 第16条第2項に規定する専門医研修支援施設認定証の有効期間は当該専門医研修施設認定期間と同一とする。更新の手

続きは施行細則によって、定めるものとする。

## 第6章 専門医の資格喪失

第21条 専門医は、次の各号の1に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第19条に規定する専門医の更新をせず、2年を過ぎたとき、もしくは施行細則第17条の規定によって認定更新を行わなかったとき。
- (2) 専門医を辞退したとき。
- (3) 学会定款第9条の規定により、学会会員としての資格を喪失したとき。
- (4) 医師の資格を喪失したとき。

第22条 学会は、専門医が次の各号の1に該当するときは、地区資格認定委員会および中央資格認定委員会にはかり、その資格を喪失させることができる。

- (1) 専門医としてふさわしくない行為のあったとき。
- (2) 認定の申請に重大な誤りのあったとき。
- (3) 認定の申請または試験に際し、不正があったとき。

第23条 第21条または第22条の規定により、専門医の資格を喪失したものは、次の条件を満たすことにより、再び専門医を取得することができる。

- (1) 第21条第1号および第2号の規定により資格を喪失したものは、規則第13条により専門医試験を受験できる。
- (2) 第21条第3号の規定により資格を喪失したものは、再び学会会員となった後に、登録を申請することができる。
- (3) 第21条第4号および第22条の規定により資格を喪失したものは、喪失の事由が消滅したときには再び規則第13条により専門医試験を受験できる。

## 第7章 補 則

第24条 学会会員は、中央資格認定委員会および試験運営委員会並びに地区資格認定委員会の決定に関する異議を、学会理事会に申立てることができる。

第25条 この規則は、学会総会の議決を得なければ、変更することができない。

第26条 この規則の施行について必要な事項は、中央資格認定委員会または試験運営委員会の議を経て学会理事会が別に定める。

## 附 則

第1条 この規則は平成14年4月18日から施行する。ただし、第13条に規定する専門医の試験および審査は、平成19年4月1日以降から行う。

第2条 この規則の施行の日に登録されている認定医は施行細則第21条の規定により専門医として認定される。

第3条 平成14年から平成18年までは認定医制度も継続し、平成14年4月17日以前に研修を開始したものは、従来通り認定医試験を受けることができる。この間に認定医試験に合格したものは、いったん認定医となるが、施行細則21条の規定により専門医として認定される。

(別添1)

小児科医の到達目標

(規則第16条第3号関係)

(別添2)

専門医研修施設の小児科の基準 (規則第16条第5号関係)

(設 備)

- (1) 医学図書室、診療記録室が整備されていること。医学総合雑誌5種以上、国内小児科関連雑誌3種以上、外国小児科雑誌2種以上が定期購入されていること。
- (2) 症例検討会、抄読会等の学術集会在定期的に行われていること。
- (3) 学会発表、論文発表の機会が与えられ、指導を受けられること。

(人 員)

- (4) 小児科に常勤の専門医が3名以上いること。

(病床数、症例数)

- (5) 小児の入院病床が確保され、診療対象となる小児疾患の種類に大きな偏りがなく、カリキュラムに見合う症例数を有すること。

(別添3)

専門医研修支援施設の小児科の基準 (規則第16条第2項関係)

- (1) 小児科専門医研修に係わる、常勤の専門医が6人以上であること。

(2) NICU を含まない小児一般病床数が 20 床以上であること。

(別添 4)

#### 小児科医の研修歴

臨床研修の経歴単位は、次の各号に定める施設ごとに在籍 1 年につき、所定の単位を付与することによって算定し、その合計が 50 単位以上であって、このうち第 1 号および第 2 号の単位の合計が 20 単位以上でなければならないものとする。ただし、6 か月以上 1 年未満の在籍は、所定の単位の 2 分の 1 として算定する。

- (1) 医育機関附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院、小児総合医療施設、またはこれらに準ずる病院の小児科 10 単位
- (2) 前号または次号以外の病院の小児科、小児科単科標榜の診療所（申請者本人の開業を含む）8 単位
- (3) 医師 1 人をもって小児科と他科を併せ標榜する病院または診療所（申請者本人の開業を含む）
  - (イ) 小児科を主とするもの 5 単位
  - (ロ) その他のもの 2 単位
- (4) その他（保健所、児童福祉施設、小児科分科の専門病院、または小児科関連領域の施設等）2～8 単位

(別添 5)

#### 専門医研修施設の基準（規則第 16 条第 1 号関係）

(1) 総合的医療施設であること

内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、（精神科）の各診療科および検査科を有すること。

- (2) 病院として一般病床 200 床以上、年間入院患者実数 3,000 人以上。ただし、小児科の実情を重視する。
- (3) 常勤医師数が医療法の定員を満たしていること。
- (4) 病院における研修に必要な図書室があり、また病歴管理が十分に行われていること。
- (5) 倫理委員会が設置され、機能していること。
- (6) 医療安全管理に関する体制が整えられており、機能していること。

附則（平成 15 年 4 月 24 日）

この規則は平成 15 年 4 月 24 日から施行する。

附則（平成 19 年 4 月 21 日）

この規則は平成 19 年 4 月 21 日から施行する。

附則（平成 20 年 4 月 26 日）

この規則は平成 20 年 4 月 26 日から施行する。

附則（平成 21 年 4 月 18 日）

この規則は平成 21 年 4 月 18 日から施行する。

附則（平成 23 年 8 月 13 日）

この規則は平成 23 年 8 月 13 日から施行する。

附則（平成 25 年 4 月 20 日）

この規則は平成 25 年 4 月 20 日から施行する。

## 小児科専門医制度に関する規則施行細則

平成 14 年 4 月 18 日制定  
平成 15 年 4 月 24 日一部変更  
平成 20 年 4 月 26 日一部変更  
平成 21 年 4 月 18 日一部変更  
平成 22 年 1 月 31 日一部変更  
平成 23 年 6 月 26 日一部変更  
平成 24 年 2 月 19 日一部変更  
平成 24 年 7 月 22 日一部変更

第 1 条 この施行細則は、小児科専門医制度に関する規則（以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 規則第 3 条に規定する中央資格認定委員会は、各地区資格認定委員長と理事会の推薦する 6 名以内で構成する。

2 地区資格認定委員長は規則第 7 条に規定する中央資格認定委員会に出席できないときは、委員長が指名した同地区内のものを代理で出席させることができる。

第 3 条 規則第 3 条に規定する試験運営委員会は、理事会の推薦する学会会員 25 名以内で構成する。

2 試験運営委員会は、試験実施に必要な症例要約評価委員、出題委員、面接委員および不正防止検討委員を推薦し、理事会の議を経て学会会長が委嘱する。

3 出題委員は専門分野が偏らないよう考慮し、50 名以内で構成する。出題委員幹事による専門医試験対策本の出版は禁止とし、出版に携わった場合は幹事にはなれない。小児科・小児科医のためのインテンシブコースの講師は、その担当年度を含め、一定期間出題委員にはなれない。

4 面接委員は受験者 1 名に対し 3 名以内とし、受験者数に応じた必要数で構成する。

第 4 条 規則第 3 条に規定する地区資格認定委員会の委員は、当該地区を構成する都道府県ごとに、各地区代議員会が推薦し、学会会長が委嘱することとする。

2 前項の委員定数は、各都道府県選出の代議員数により算定するものとし、代議員数 10 名以下の場合は 3 名、11 名以上 30 名以下の場合は 6 名、31 名以上の場合は 9 名とする。

3 医育機関専任者、医育機関を除く施設の勤務者および開業医師である委員の数は、それぞれ同数でなければならない。

第 5 条 規則第 12 条に規定する中央資格認定委員会の常任委員会の委員は、中央資格認定委員が互選により定める。

2 常任委員は、中央資格認定委員会業務の調整、学会理事会との連絡および中央資格認定委員会事務に関する緊急事項の処理を行う。

第 6 条 規則第 12 条に規定する地区資格認定委員会の常任委員会の委員は、地区委員が互選により定める。

2 常任委員会は、地区資格認定委員会業務の調整、中央資格認定委員会との連絡および地区資格認定委員会事務に関する緊急事項の処理を行う。

第 7 条 規則第 12 条に規定する小委員会は、中央資格認定委員会または地区資格認定委員会が必要があると認めるとき設けるものとする。

2 小委員会の目的、業務および委員の定数は、中央資格認定委員会および地区資格認定委員会で決定する。

第 8 条 専門医の認定申請をしようとするものは、専門医受験出願書に、告示に示す書類および受験料 30,000 円を添えて、学会に提出しなければならない。

第 9 条 規則第 13 条に規定する認定審査は、毎年 1 回実施することとし、学会は審査を開始する日の 3 か月前までに、審査の申請受付日および審査実施期間を告示するものとする。

2 規則第 13 条第 3 項に規定する試験は次の通りとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 症例要約の評価
- (3) 面接試験
- (4) その他試験の詳細については、日本小児科学会雑誌で公告する。

第 10 条 専門医の認定を受けたものが、認定証の交付を受けようとするときは、専門医登録申請書に登録料 20,000 円を添えて学会に提出しなければならない。

2 規則第 23 条により登録するときは、専門医登録申請書に登録料 10,000 円を添えて学会に提出しなければならない。

第 11 条 規則第 16 条に規定する専門医研修施設の認定を受けようとするときは、施設の長および指導責任医の連名で、専門医研修施設認定申請書に、次の各号に掲げる書類を地区資格認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導責任医の経歴および業績
- (2) 施設状況調査票
- (3) 研修カリキュラム

2 規則第 16 条第 2 項に規定する支援施設の認定を受けようとするときは、指導責任医名で、専門医研修支援施設認定申請書および支援研修カリキュラムの書類を地区資格認定委員会に提出しなければならない。

3 地区資格認定委員会および中央資格認定委員会は、必要と認める場合は当該施設を実地調査できる。

第12条 専門医研修施設および支援施設認定更新の手続きは、前条に準ずる。

第13条 指導責任医の業務は、次のとおりとする。

- (1) 研修カリキュラムの作成
- (2) 研修医の指導
- (3) 研修関連施設の指定
- (4) その他研修に関する必要事項

第14条 専門医研修施設および支援施設は、指導責任医、施設状況または研修カリキュラムに変更があったときは、地区資格認定委員会に報告しなければならない。

第15条 規則第19条第2項に規定する施行細則で定める基準は、中央資格認定委員会の定める研修の単位の加算により、認定期間5年の間に100単位以上を取得することとする。

2 前項に規定する単位数には、そのうち中央資格認定委員会の示す基本単位を取得できる研修集会への参加および自己学習評価プログラムによる基本単位数の合計が50単位以上を含まれなければならない。

3 中央資格認定委員会で定められたもの以外の研修集会については、あらかじめ地区資格認定委員会に研修集会認可申請書を提出し研修単位の認可を受けるものとする。地区資格認定委員会は、他の研修集会との均衡を勘案して認可し、相当の単位を与えることができるものとし、研修認可証を交付する。

4 前3項に該当しない場合であっても、他の学会における活動等については、本人の申請により地区資格認定委員会および中央資格認定委員会が基準に合致する研修実績をあげたと評価するときは、相当の単位を与えることができるものとする。

第16条 前条の規定に基づく研修の実績は、規則第14条により交付された研修記録簿に、専門医本人が研修集会参加証明証（シール等）を貼付、記入し、更新の際当該原本を提出する。平成18年以降は研修出席証明書（シール）を貼付しなければならない。

第17条 第15条の基準に該当しなかったため、専門医の資格を喪失したものが、その後の研修により同条の基準に該当するに至ったと地区資格認定委員会および中央資格認定委員会が認めたときは、学会は当該者の資格喪失はなかったものとみなし、認定を更新することができる。ただし、資格喪失後2年までとし、2回連続しての資格喪失後の更新は認めない。

第18条 専門医の認定更新をしようとするものは、認定更新申請書に研修記録簿原本および手数料20,000円を添えて、専門医新宿事務所に提出しなければならない。

2 認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

第19条 既納の受験料、登録料および更新手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第20条 この施行細則は、試験運営委員会もしくは中央資格認定委員会の議を経て理事会の承認により変更することができる。

第21条 認定医から専門医への移行は以下の審査に合格したときに認められる。

- (1) 平成13年度以前に登録された認定医は、第15条に規定する研修単位等の申請と共に、小児科認定医に承認された以降の職歴、研修歴など別紙書式Aを添付して地区資格認定委員会に申請する。地区資格認定委員会で審査後、中央資格認定委員会で審査する。既修の認定医実績を加味して、専門医に相当する5年以上の研修期間を終了したと認められるものを合格とし、理事会で承認を受ける。
- (2) 平成14年から18年に認定医になったものは、登録された以降の1年間以上の職歴、研修内容別紙書式Bを添付して試験運営委員会に申請する。試験運営委員会で審査し、専門医に相当する5年以上の研修期間を終了したと認められるものを合格とし、理事会で承認を受ける。
- (3) 附則第2条、第3条により専門医として認定されなかった認定医は、平成18年までは日本小児科学会認定医制度に関する規則が適用される。ただし、同施行細則の第16条、第17条、第18条は小児科専門医制度に関する規則施行細則第16条、第17条、第18条が適用される。

第22条 規則第13条第4項および規則第16条第3項に規定する資格停止は、以下の手続きによって決定する。

- (1) 試験において不正行為の疑いがある場合には、試験運営委員会が事実を調査し、当該受験者に弁明の機会を与えた上で、判定結果を理事会に報告する。
- (2) 学会は、調査結果に基づき、当該受験者の受験資格を停止することができる。その期間は決定の日から3年以下とする。
- (3) 前項の場合には、学会は、中央資格認定委員会にはかり、その受験者を指導した指導責任医に弁明の機会を与えた上で、その資格を停止することができる。その期間は決定の日から3年以下とする。

## 附 則

第1条 この施行細則は、平成14年4月18日から施行する。

第2条 施行細則第17条第1項に規定する資格喪失後の更新は、平成15年までは資格喪失後4年半までとし、資格喪失の回数は問わないものとする。

第3条 施行細則第17条第2項は平成20年から施行する。

2 前項が施行されるまでは、専門医であって65歳に達したもの、または65歳に達した日以後に専門医の認定を受けたものは、更新免除申請書を地区資格認定委員会に提出することにより、規則第21条の適用を受けない。

附則（平成15年4月24日）

この施行細則は、平成15年4月24日から施行する。

附則（平成19年4月21日）

この施行細則は平成19年4月21日から施行する。

附則（平成20年4月26日）

この施行細則は平成20年4月26日から施行する。

附則（平成21年4月18日）

この施行細則は平成21年4月18日から施行する。

附則（平成22年1月31日）

この施行細則は平成22年1月31日から施行する。施行細則第15条2項に規定する基本単位数は平成27年から適用される。平成26年までは基本単位数30単位が適用される。

附則（平成23年6月26日）

この施行細則は平成23年6月26日から施行する。

附則（平成24年2月19日）

この施行細則は平成24年2月19日から施行する。

附則（平成24年7月22日）

この施行細則は平成24年7月22日から施行する。